

## 日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和5年4月12日（木）16：00～17：00

場 所：日本薬剤師会第1会議室

出席者：山本会長。安部副会長。森副会長。渡邊副会長（WEB）。

### 内容・提出資料：

1. 「医療計画について」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の発出について（令和5年4月4日 日薬業発第9号 抜粋）
2. 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示等の公布について（令和5年4月6日 日薬発第10号）
- 3-1. 令和4年第二次補正予算案保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及事業への対応について（第5報）（令和5年3月31日 日薬情発第234号）
- 3-2. 電子版お薬手帳ガイドラインについて（令和5年4月6日 日薬情発第5号）
- 4-1.
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（令和5年4月3日 日薬業発第1号 抜粋）
  - ・調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて（令和5年3月24日日薬業発第499号 抜粋）
- 4-2. 第3回医薬品の販売制度に関する検討会（令和5年4月10日開催 抜粋）
5. トルコ・シリア大地震 義援金 寄付状況（3月末締切）（←資料は無し）

### 1. 「医療計画について」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の発出について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

ご承知のとおり、医療計画作成上の重要な技術的事項の助言として「医療計画作成指針」と「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」が国から示された。

本会ではこれまで、政策提言に掲げる「地域医薬品提供計画」を念頭に、第8次医療計画等に関する検討会及びその下に設置された在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループにおいて、薬剤師確保の必要性や5疾病・6事業・在宅医療全般に係る薬剤師・薬局サービスの重要性について繰り返し主張してきた。今回、薬剤師確保に関し、医療計画作成指針において「薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師の不足が喫緊の課題となっていることも踏まえ、必要な薬剤師の確保を図るため、病院及び薬局それぞれにおける薬剤師の就労状況を把握し、地域医療介護総合確保基金（修学資金貸与、医療機関への薬剤師派遣等）の積極的な活用を含め、地域の実情に応じた薬剤師の確保策について、可能な限り具体的に記載する」、「確保策の検討及び実施に当たっては、都道府県の薬務主管課及び医務主管課並びに都道府県薬剤師会等の関係団体が連携して取り組む」とされたことは、地域医薬品提供体制の構築に特に重要な進展であり画期的なことと考えている。

また、疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針のうち、「災害時における医療体制の構築に係る指針」では災害薬事コーディネーターについて新たに記載されたほか、

「在宅医療の体制構築に係る指針」では今後の在宅ニーズを踏まえ、麻薬調剤・無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24 時間対応等の訪問薬剤管理指導の体制構築が求められている。

今後、都道府県において、医療提供体制の確保を図るための計画（第8次医療計画）の策定が始まることから、都道府県行政・医療関係団体等と緊密に連携の上、地域医療提供体制・地域医薬品提供体制の構築・確保に努めるよう都道府県薬剤師会に通知したところである。

## 2. 大学、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示等の公布について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

ご承知のとおり、文部科学省は3月29日付けで「大学、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示等」を公布し全大学に通知した。今般の改正では、例外措置等は設けられているものの、今後は薬学6年制課程に関する新設及び収容定員増の抑制が図られることになる。改正の趣旨として、薬学系人材養成の在り方に関する検討会で示された、将来的に薬剤師の供給が需要を上回り薬剤師が過剰となること、ひいては待遇面を含む就職先の確保が困難であることや優秀な学生の確保に対する懸念に関する議論を受けたものであり、薬学教育の質保証等の観点から大変重要なものと考えられ、本会として評価をしている。本件については都道府県薬剤師会に通知したところである。

### 3-1. 令和4年第二次補正予算案保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業への対応について（第5報）

渡邊副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会の認証局では、令和5年3月31日（消印）までに薬剤師資格証の申請をした薬剤師のうち、補助金適用の基準を満たす者には、11,000円（税込）を上限とする発行費の2分の1補助である補助額5,500円（税込）を差し引いた金額で薬剤師資格証の発行費を請求している。先般、厚生労働省より、令和5年4月1日以降、同年6月30日までの申請分についても継続の意向が示され、補助額については半額の2,750円（税込）となったため、都道府県薬剤師会に通知した。

### 3-2. 電子版お薬手帳ガイドラインについて

渡邊副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

電子版お薬手帳については、「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」により、利用者にお薬手帳サービスを提供する薬局・医療機関や、アプリケーションの提供やデータ保存を行う運営事業者向けに、運用上の留意事項を示してきた。この度、令和4年度厚生労働省委託事業「データヘルス改革を見据えた次世代型お薬手帳活用推進事業」を通じて、オンライン資格確認の普及、電子処方箋の運用開始、マイナポータルを通じた閲覧範囲の拡大といったデジタル技術の進展を踏まえて、電子版お薬手帳に求められる役割・機能、要指導医薬品・一般用医薬品を含めた薬剤情報の一元的な管理の重要性を整理し、先の留意事項を踏まえつつ「電子版お薬手帳ガイドライン」が3月31日に厚生労働省より示された。留意事項は廃止、ガイドラインに切り替わり新たなステップを迎えることから、都道府県薬剤師会

に通知したところである。マイナポータルの利用により、過去3年分の薬剤情報の閲覧・取得が可能であるが、一時的な急性疾患での受診等、受診の間隔が3年以上になることも一般的なことであり、マイナポータルから個人のお薬手帳にデータを永年保存するとともに悉皆性を持たせること、またセルフメディケーションのデータベースとの連携により、成分情報も含めお薬手帳に取り込み、重複情報の取得、アラートをかけていくといったことも期待される。日薬の電子版お薬手帳についてもファルモへの移行の協議の中で拡張を進めているところである。

#### 4-1.

- ・ **新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（令和5年4月3日 日薬業発第1号）**
- ・ **調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて（令和5年3月24日日薬業発第499号）**

森副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が2類相当から5類へ変更されるに伴い、診療の裾野が広がり来局する患者が増える。このことを受け、厚生労働省より事務連絡が2本発出されたため、都道府県薬剤師会に通知した。

一つは、保険薬局等の診療報酬上の取扱いを示したもので、新型コロナウイルス感染症の自宅療養または来局患者に係る特例評価（服薬管理指導料の「1」または「2」の100分の200に相当する点数を算定可）、高齢者施設入所者等に係る特例評価に関する取扱い等が示されているほか、電話を用いた服薬指導等に関する特例は、令和5年7月31日をもって終了すること。

二つは、新型コロナウイルス対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部変更され、2022年度の診療報酬改定で新設された連携強化加算の要件となる一般検査事業が全国で終了すること等を踏まえ、連携強化加算の施設基準等に係る具体的な取扱いの一部見直しが行われ、厚生労働省より取扱いについて示された。これまでの要件「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」については、以下①の体制を満たし、かつ②、③を満たす場合に算定可能。

①抗原定性検査キットの販売対応の強化（令和4年12月27日 医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を実施していること。

②公的な管理の下で配分される新型コロナウイルス感染症治療薬の対応薬局として都道府県等に指定され、公表されていること。

③一般流通が行われている新型コロナウイルス感染症の治療薬を自局で備蓄・調剤していること。

ただし、経過措置として、これまでにPCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として協力しており本加算の届出を行っていた保険薬局については、①のみを満たしていれば、令和5年9月30日までの間に限り算定可能。

本会としては、行政、地域の各関係機関と連絡を密にして取り組んでいきたい。

#### 4-2. 第3回医薬品の販売制度に関する検討会について

森副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

昨日4月10日、第3回目の医薬品の販売制度に関する検討会が開催された。検討会ではデジタル技術を活用した遠隔による医薬品販売業の在り方について議論された。日本フランチャイズチェーン協会の荻原肇参考人からコンビニでの医薬品販売のニーズやデジタル技術を活用した安全性の確保など、大正製薬㈱の高橋伊津美参考人からはOTC販売機を用いた一般用医薬品販売について、東京薬科大学の益山光一参考人からは一般用医薬品の販売における薬剤師等による管理及び情報提供の適切な方法・実施体制の構築のための研究による考察が説明された。医薬品の販売規制は、何より国民の安全、健康を守るために他ならない。そのために薬剤師法、薬機法等で人や物、施設に関するルールがある。現在の技術の進歩を考えれば、デジタル技術の活用可否は必要な議論と言える。管理者は医薬品を含めた物の管理、人に関する管理、店舗利用者への対応、トラブルや緊急時など予期せぬ出来事に対する対応を求められる。デジタル技術を駆使することによりそれらに対応することが可能なものもあれば、実地でしか管理できないこともある。店舗で管理すべきことを一括りにして議論するのではなく、どのような業務であれば遠隔で対応可能なのか検討していくべき。許可を受けていない業者の職員が薬を管理、授与することの責任の所在は大きな問題である。別会社の想定についても責任の所在が不明確になるなどの問題を指摘した。さらに、1箇所の有資格者センターが複数店舗に対して相談対応をする「センター方式」についても同時に対応が難しいことも想定されるなど指摘したところである。

#### 5. トルコ・シリア大地震 義援金 寄付状況について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

2月6日、トルコ南部のシリア国境近くで発生した大地震による被害が甚大であることから、3月末までに都道府県薬剤師会及び会員から寄附を募り、多額の寄付をいただいた。本会からの義援金を合わせ、早急に届けることとしている。

質疑応答は以下の通り。

##### 〈医薬品の販売制度に関する検討会〉

記者：医薬品の販売制度に関する検討会で、コンビニでニーズが高いのは一般用医薬品であり、その販売に課題があるからという話があったが、それについてのお考えはいかがか。

森副会長：コンビニでのニーズが高い上位2つは医薬品と生鮮食品であった。扱っていない物のニーズが高いのは当然である。地域住民が医薬品を入手できずに困る状況を作らないように薬剤師会は電話等での対応を進めている状況。コンビニとしてニーズに応えたいなら医薬品販売の許可を取っていただくのが筋と考える。

記者：日薬としては24時間対応できる薬局を増やしていくお考えか。

森副会長：もちろんそれは課題の一つであり事業計画でも掲げている。現状でも多くの薬局が夜間も電話で対応している認識。

記者：検討会において、大正製薬の実証事業のOTC販売機について自動販売機なのか？といった森副会長の発言があったが、どういった趣旨か。

森副会長：リモート販売機なのか自動販売機なのかが不明であったため確認し、リモート販

売機ということがわかった。店舗での展開に限定ということだったが、違う展開もあるのかを確認する趣旨であった。

記者：日薬としてリモート販売という方式は許容されるか。

森副会長：サンドボックスで実証事業を行った段階、今後課題も見えてくるはずなので、情報収集の上で判断していくことになる。

#### 〈外部委託の特区提案〉

記者：大阪のファルメディコが国家戦略特別区域（特区）制度を活用した調剤業務の一部外部委託事業を要望していることについて、改めて山本会長のお考えはいかがか。

山本会長：日薬としての外部委託に関する考えは一貫して変わらない。厚生労働省のWGが取りまとめた内容に基づかない提案である。取りまとめに基づき検証を進めていく最中での提案である。調剤の一部外部委託の議論については、様々な技術革新の中で本当に可能なのかどうかは規制改革で議論する話ではなく、専門家同士で整理し決めていくものである。利便性ではなく安全性を取るのが医療者の立場。安全性が担保できる方法を取っている。その議論を十分にせずに規制改革にも特区にも提案するのは方法として乱暴である。

#### 〈薬学部新設の申請〉

記者：薬学部の新設が原則禁止となる規制強化を前に申請した大学があることについてはいかがお考えか。

山本会長：法の面から見れば致し方ないが、駆け込みというそしりは免れない。申請した大学にはきちんとした教育を求めたい。

#### 〈第8次医療計画の作成指針における薬剤師確保〉

記者：厚生労働省が3月に示した第8次医療計画の作成指針に薬剤師の確保が盛り込まれた中、病院薬剤師の確保については日薬も協力する方針か。

山本会長：開局薬剤師だけでなく、病院、学校、行政などさまざまな場面で必要な薬剤師を配置し、どのような機能を働かせるかを考えることは日薬の大きな仕事である。病院薬剤師会との連携は当然である。偏在指標については都道府県の中でも偏在がある。指標の値と現場の感覚が異なるケースがある。地域での偏在を改善していくためには行政と地域薬剤師会の協議が必要であるし、薬務主管課の果たす役割は極めて大きいと考える。

#### 〈第8次医療計画及び地域医薬品提供体制に係る全国会議（仮称）について〉

記者：5月を目途に全国会議を開催されるとのことだが記者は取材可能かどうか。

事務局：非公開のため取材は不可とさせていただく。

今回の定例記者会見は、令和5年5月10日（水）、15：00～16：00

以上